

鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)「特別高圧受電中小事業者」とは、鳥取県内に所在する事業所において、小売電気事業者と契約を締結し特別高圧で受電する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。

(2)「特別高圧受電商業施設等入居者」とは、施設の運営を行う者が代表して小売電気事業者と契約を締結し、特別高圧で受電する鳥取県内に所在する大型商業施設等に入居して、使用料の負担を行う中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者が運営する店舗をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、国際情勢を背景としたエネルギー価格の高騰が長期化していることに鑑み、特別高圧受電中小事業者及び特別高圧受電商業施設等入居者の電気料金負担に対し緊急に支援することを目的として交付する。

(補助金の算定)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる区分に応じた者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第2欄に掲げる経費の額に対し、同表第3欄により算出する額（その上限は同表第4欄に掲げる額とする。）以下とする。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は商工労働部長が定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる様式は、別表第1欄の区分に応じて様式第1-1号又は第1-2号によるものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として14日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号により通知するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴わない変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日のうち、いずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 補助対象事業者が令和5年9月分に係る請求分を支払った日から30日を経過する日

(2) 令和6年2月9日

2 規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる実績報告に添付する書類は、別表の区分に応じて様式第3-1号又は第3-2号によるものとする。

(補助金の支払い)

第9条 補助対象事業者への補助金の支払いは、規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定に基づき行うものとする。

(関係書類等の保存)

第10条 補助対象事業者は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間は、本補助金の交付に関する帳簿及び

書類を保存しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 11 条 知事は、本補助金の交付を受けた補助対象事業者が、規則第 21 条に規定するほか、偽りその他不正行為によって交付を受けたことが判明した場合は、同条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消し、規則第 22 条の規定により所要の額の返還を命ずるものとする。

(捜査機関等への情報提供)

第 12 条 知事は、本補助金の交付を受けた補助対象事業者が、前条に規定する偽りその他不正行為によって交付を受けた可能性があると認めるときは、補助対象事業者が提出した関係書類等を、要請に応じて捜査機関等に提供することができる。

(雑則)

第 13 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 3 日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助対象事業者	①特別高圧受電中小事業者	②特別高圧受電商業施設等入居者 ※店舗ごと。但し、現金自動預入払出兼用機の設置のみで営業を行う店舗のほか、別に定める場合は補助対象事業者から除く
2 補助対象経費	各事業者の令和5年4月～9月分までの特別高圧電力の使用料金（従量制）	
3 補助率	定額 注）算定方法：令和5年4月から8月までの各月の電気の使用に係る検針により得られた電気使用量（1kwh未满是切り捨てる）に3.5円を乗じた額及び令和5年9月の電気使用に係る検針により得られた電気使用量（1kwh未满是切り捨てる）に1.8円を乗じた額の合計額（1円未满是切り捨てる）	
4 補助上限額	1,000万円	商業施設等ごとに1,000万円 ※申請額の合計が、補助上限額を超える場合は、各入居者の使用量に応じて按分する。

鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金事業計画兼収支予算書
(特別高圧受電中小事業者)

1 申請者の情報

申請区分		①特別高圧受電中小事業者			
特別高圧電力を使用している事業所の名称・住所		事業所名： ※R5.4~9月に創業・休業等した場合はその状況を記載すること ()			
		〒			
事業者に関する情報	事業者名				
	住所	〒			
	代表者名 (個人事業主名)				
	主たる業種	①製造業その他 ②卸売業 ③小売業 ④サービス業 ⑤その他 () ※該当の項目に○を記載すること			
	資本金額	円	常時使用する従業員数	人	
	①3億円以下 ②1億円以下 ③5千万円以下 ※該当の項目に○を記載すること		①300人以下 ②100人以下③50人以下 ※該当の項目に○を記載すること		
連絡先	担当者名	役職		電話番号	
		氏名		E-mail	
誓約事項 ※誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。		申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。			
		誓約	項目		
			暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。		
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。				

2 事業計画(特別高圧電力料金の使用見込み)及び収支予算

	特別高圧電力の使用見込み (A) (kwh)	補助単価 (B)	補助額 (C) (A) × (B)	(円)
4月使用分	kwh	3.5円		円
5月使用分	kwh	3.5円		円
6月使用分	kwh	3.5円		円
7月使用分	kwh	3.5円		円
8月使用分	kwh	3.5円		円
9月使用分	kwh	1.8円		円
合計(収入=支出)			(D)	円

※太枠の中を記載すること ※ (A) (D) の各欄の小数点以下は切り捨てること

様式第1-2号 (第5条関係)

鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金事業計画兼収支予算書
(特別高圧受電商業施設等入居者)

1 申請者の情報

申請区分		②特別高圧受電商業施設等入居者			
入居している商業施設名					
事業者に関する情報	店舗名 (4~9月の営業)	店舗名： ※R5.4~9月に開店・閉店・休業等した場合はその状況を記載すること ()			
	事業者名 (個人事業主名)				
	住所	〒			
	代表者名 (個人事業主名)				
	主たる業種	①製造業その他 ②卸売業 ③小売業 ④サービス業 ⑤その他 () ※該当の項目に○を記載すること			
	資本金額	円	常時使用する従業員数	人	
	①3億円以下 ②1億円以下 ③5千万円以下 ※該当の項目に○を記載すること		①300人以下 ②100人以下③50人以下 ※該当の項目に○を記載すること		
連絡先	担当者名	役職	電話番号		
		氏名	E-mail		
誓約事項 ※誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。		申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。			
		誓約	項目		
		暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。			
		暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。			

2 事業計画(特別高圧電力料金の使用見込み)及び収支予算

	特別高圧電力の使用見込み (A) (kwh)	補助単価 (B)	補助額 (C) (A) × (B)	(円)
4月使用分	kwh	3.5円		円
5月使用分	kwh	3.5円		円
6月使用分	kwh	3.5円		円
7月使用分	kwh	3.5円		円
8月使用分	kwh	3.5円		円
9月使用分	kwh	1.8円		円
合 計 (収入=支出)			(D)	円

※太枠の中を記載すること ※ (A) (D) の各欄の小数点以下は切り捨てること

様

鳥取県知事 平井 伸治

令和5年度鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の補助対象経費の額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 補助対象経費の額 金 円
(2) 交 付 決 定 額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額に、鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金交付要綱（令和5年7月3日付第202300083174号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金事業報告兼収支決算書
(特別高圧受電中小事業者)

1 申請者の情報

申請区分		①特別高圧受電中小事業者			
特別高圧電力を使用している事業所の名称・住所		事業所名： ※R5.4~9月に創業・休業等した場合はその状況を記載すること ()			
		〒			
事業者に関する情報	事業者名				
	住所	〒			
	代表者名 (個人事業主名)				
	主たる業種	①製造業その他 ②卸売業 ③小売業 ④サービス業 ⑤その他 () ※該当の項目に○を記載すること			
	資本金額	円	常時使用する従業員数	人	
	①3億円以下 ②1億円以下 ③5千万円以下 ※該当の項目に○を記載すること		①300人以下 ②100人以下③50人以下 ※該当の項目に○を記載すること		
連絡先	担当者名	役職		電話番号	
		氏名		E-mail	

2 事業実績 (特別高圧電力料金の使用実績) 及び収支決算

	特別高圧電力の使用見込み (A) (kwh)	補助単価 (B)	補助額 (C) (A) × (B)	(円)
4月使用分	kwh	3.5円		円
5月使用分	kwh	3.5円		円
6月使用分	kwh	3.5円		円
7月使用分	kwh	3.5円		円
8月使用分	kwh	3.5円		円
9月使用分	kwh	1.8円		円
合 計 (収入=支出)			(D)	円

※太枠の中を記載すること ※ (A) (D) の各欄の小数点以下は切り捨てること

3 添付書類

- ・特別高圧に係る契約書の写し (対象期間：令和5年4~9月が含まれるもの)
- ・領収書又は支払いの分かる書類の写し

※事業期間中に補助上限額を超えることとなった場合は、その段階での実績を記載し、実績報告してください。

鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金事業実績兼収支決算書
(特別高圧受電商業施設等入居者)

1 申請者の情報

申請区分		②特別高圧受電商業施設等入居者			
入居している商業施設名					
事業者に関する情報	店舗名 (4~9月の営業)	店舗名： ※R5.4~9月に開店・閉店・休業等した場合はその状況を記載すること ()			
	事業者名 (個人事業主名)				
	住所	〒			
	代表者名 (個人事業主名)				
	主たる業種	①製造業その他 ②卸売業 ③小売業 ④サービス業 ⑤その他 () ※該当の項目に○を記載すること			
	資本金額	円	常時使用する従業員数	人	
	①3億円以下 ②1億円以下 ③5千万円以下 ※該当の項目に○を記載すること		①300人以下 ②100人以下 ③50人以下 ※該当の項目に○を記載すること		
連絡先	担当者名	役職	電話番号		
		氏名	E-mail		

2 事業実績 (特別高圧電力料金の使用実績) 及び収支決算

	特別高圧電力の使用見込み (A) (kwh)	補助単価 (B)	補助額 (C) (A) × (B)	(円)
4月使用分	kwh	3.5円		円
5月使用分	kwh	3.5円		円
6月使用分	kwh	3.5円		円
7月使用分	kwh	3.5円		円
8月使用分	kwh	3.5円		円
9月使用分	kwh	1.8円		円
合 計 (収入=支出)			(D)	円

※太枠の中を記載すること ※ (A) (D) の各欄の小数点以下は切り捨てること

3 添付書類

- ・特別高圧に係る契約書の写し (対象期間：令和5年4~9月が含まれるもの)
- ・領収書又は支払いの分かる書類の写し

【参考様式】

様式第1号(規則：第5条関係)

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住所
申請者 氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和5年度鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金交付申請書

鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	令和5年度鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金
算定基準額(見込み)	
交付申請額	
添付書類	・事業計画兼収支予算書(様式第1-1号又は1-2号)

(注)鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

鳥取県知事 平井 伸治 様

申請者 住所
名称
代表者役職
代表者氏名

令和5年度鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付第 号で交付決定通知があった上記補助事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	令和5年度鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金	
交付決定	補助対象経費 (交付決定額)	補助金額 (実績額)
実績		
差引		
添付書類	1 事業報告兼収支決算書（様式第3-1号又は3-2号） 2 特別高圧電力契約書の写し（令和5年4～9月分の契約内容を含むもの） 3 支払いの確認できる領収書等（コピー可） 4 口座振込依頼書	

